## 南魚沼市建設コンサルタント等業務

## (業務委託・役務を含む) 入札参加資格審査申請書作成要領

令和6·7年度に、南魚沼市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務、その他各種業務委託、役務の提供などの一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加を希望される事業者は、この要領により受付期間内に申請書類を提出してください。

※ 病院事業の役務の提供に係る入札及び随意契約協議のみに参加希望の場合は、提出の必要はありません。(別途、南魚沼市民病院庶務課で申請を受け付けています)

### 1 資格審査の申請をすることができる事業者

【別表の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる事業者で次の いずれにも該当しない事業者】

- 南魚沼市税の滞納がある者
- 「暴力団等の排除に関する誓約書」に掲げる事項に該当する者

## 2 受付期間等

● 定期申請期間:令和6年1月4日(木)から 令和6年2月5日(月)まで

● 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで 土日及び祝祭日は除く

● 随時申請:令和6年3月11日(月)以降

#### 3 資格の有効期間

● 定期申請期間に提出の場合:令和6年5月1日から令和8年4月 30 日まで

● 随時申請期間に提出の場合:資格審査後、名簿に登載された日から令和8年4月30日まで ※ 随時申請の審査は、原則として令和6年5月1日以降に開始します

## 4 申請書の提出方法・提出先

- 申請様式:南魚沼市のウェブサイトからダウンロードできます
- 提出部数:1部
- ◆次頁の「5 提出書類」をA4サイズに揃えて、紙製フラットファイルA4縦型(色の指定は無し)に綴る
- ファイルの背表紙には

「令和6·7年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 会社名 | と記載する

● 提出・問い合わせ先

南魚沼市役所 本庁舎 総務部財政課 契約検査班

住所: 〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話: 025-773-6671 FAX: 025-772-3055 mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp

★財政課契約検査班に、持参または郵送(レターパック可)してください。

電子メール、ファックスでの申請はできません。

# 5 提出書類

	申請書類	備考
(1)	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類	(新潟県と同一様式) 一式
		※記載方法の詳細は、新潟県の申請要領を
		参照してください
1	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書	
	【第1号様式】	
2	入札参加希望業種(部門)一覧 【第2号様式】	業種(部門)欄に参加を希望する業務が
		ない場合、その他(コード」4)欄に「1」
		を、下段にその業務内容を記載
3	入札参加希望業種(部門)実績 【第3号様式】	
4	営業所(主たる営業所を除く)一覧表 【第4号様式】	該当がない場合、提出は不要

上記(1)建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類①~④のほかに、下記(2)から(7)までの添付書類が必要です。

	泛八聿粨	/# <del>*</del>			
(0)	添付書類	備考			
(2)	登録を受けていることを証する書面	【建設コンサルタント、地質調査、			
	● 以下の業務を希望する場合	補償コンサルタント】			
	建設コンサルタント、地質調査、補償コン	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本の			
	サルタント、測量、一級建築設計、建築設備	写し (申請業種(部門)が現況報告書に記載されて			
	設計、土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量	いない等の場合は、登録証明書の写し等)			
	証明	【測量、一級建築設計、建築設備設計、			
		   土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量証明】			
(3)	営業実績があることを証する書面	当該業務の実績の中から1~2件について、その			
	● 以下の業務を希望する場合	契約書の写し			
	調査・試験業務、その他の業務	│ │※契約書記載の契約名等では業務内容が明確でな			
		   い場合は、業務内容の分かる仕様書等も添付して			
	● 以下の業務を希望するが(2)の登録が無い場合	ください			
	建設コンサルタント、地質調査、補償コン				
	サルタント、建築設備設計				
(4)	納税証明書①②(未納税額のないことの証明	申請日の3か月以内に発行されたもの(写し可)			
	書)	領収書等のコピーは不可			
	① 南魚沼市税	南魚沼市に納税義務がある場合に提出			
	② 消費税及び地方消費税と法人税(所得	法人用:税務署発行の納税証明書「その3の3」			
	税)	個人用:税務署発行の納税証明書「その3の2」			
(5)	委任状	支店・営業所等に契約権限を委任する場合に提出			
(6)	暴力団等の排除に関する誓約書				
(7)	返信用封筒(審査結果送付用)	送付先を記載し、84 円切手を貼ったもの			
		※結果通知とは別に、申請書の受領確認を求める			
		場合は所定の封筒等を別途用意してください			
※申請	※申請者が法人格を有しない組合等の場合は、構成員一覧表(住所・商号又は屋号・代表者職氏名を記載)				

**(1)、(5)、(6)**の書式と**(4)**のうち①南魚沼市税の税務証明等交付申請書は、南魚沼市ウェブサイトからダウンロードできます。

及び各構成員の納税証明書を添付してください。

# 別表

資格薬務   資格薬務に係る薬務内容   資格電店を申請することができる者   建設コンサルタント業務   土 大建築に関する工事の設計石した   は設コンサルタント登録規係 (昭和15年   上 地質調査業者登録規程 (昭和15年   上 地質調査業者登録規程 (昭和15年   日 東に関する著名   1 地質調査業者登録規程 (明和15年   日 東に規定する地質調査   1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者で、		土木建築に関する工事の設計若し	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52
大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田	建設コンサルタント業務		
# に関する調査、企画、立案若しくは助言    地 質 調 音 業 務 地質調査業者登録規程(昭和52年 4月建設省告示第718号)第2条第 1項に規定する地質調査   地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業務の営業実績を有する者   地質調査業者の受験を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者   地質調査業者の対定に基づき地質調査業務の営業実績を有する者   相信コンサルタント業務   補信コンサルタント登録規程 (昭和59年9月建設省告示第1341号) 第2条第1項に規定する補信業務   温法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者   選録物又は建築設備の設計   建築・受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者   建築・受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者 3 建築物の設計業務の営業実績を有する者 3 建築技術の設計業務の営業実績を有する者 3 建築技術の設計業務の営業実績を有する者 3 建築技術の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 4 地家屋調査士法(昭和25年建設設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 5 世球屋調査士法(昭和25年建設設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 4 世球屋調査工法(昭和25年建設設備士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士法(昭和25年建設としての登録を受けている者を記す主地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士としての登録を受けている者を記す主地家屋調査工法、・土地家屋調査工法と 2 一定の登録を受けている者を記す主地家屋調査工法 2 世球家屋調査工法 2 世球家屋 2 世球など 2 世		くは監理又は土木建築に関する工	/
世 質 調 査 業 務 地質調査業者登録規程(昭和52年 4月建設省告示第718号)第2条第 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 3 第2条第1項に規定する補償業務 第2条第1項に規定する補償業務 3条に規定する調量及び当該測量 1、付随する業務 2 第 第 3 建築物又は建築設備の設計 2 建築土法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 生政主法施行規則、昭和25年建幹省令第38号)の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 建築土法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき測量業者をしての登録を受けている者 2 建築土法施行規則、昭和25年建幹省令第38号)の規定に基づき通量業者をしての登録を受けている者 2 建築土法施行規則、昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき当機業設備土についての登録を受けている者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 4 土地家屋調査土法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土法人、土地家屋調査主法人、土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・・土地家屋調査主法人・・ 本務に公共販託券配土地家屋調査主法人・・ 本務に公共販託券配土地家屋調査主法人・・ 土地家屋調査主法人・・ 本務企業の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			年4月建設省告示第717号) の規定に基づ
地 質 調 査 業 務 地質調査業者登録規程 (昭和52年 4月建設省告示第718号)第2条第 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 3条に規定する補償業務 別量法(昭和24年法律第188号)第 3条に規定する測量及び当該測量 に付随する業務 建築物又は建築設備の設計 1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき過量業務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連築設備土についての登録を受けている者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する名 4 地家屋調査士法(比の登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土は、・土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査主備人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主法の・土地家屋調査主権会という文字を使用する一般社団法人・土地家屋調査主法としての登録を受けている者		事に関する調査、企画、立案若しく	   き建設コンサルタントについての登録を
地 質 調 査 業 務 地質調査業者登録規程 (昭和52年 4月建設省告示第718号)第2条第 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 3条に規定する補償業務 別量法(昭和24年法律第188号)第 3条に規定する測量及び当該測量 に付随する業務 建築物又は建築設備の設計 1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき過量業務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連築設備土についての登録を受けている者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する名 4 地家屋調査士法(比の登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土は、・土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査主備人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主権人・土地家屋調査主法の・土地家屋調査主権会という文字を使用する一般社団法人・土地家屋調査主法としての登録を受けている者			
地 質 調 査 業 務 地質調査業者登録規程 (昭和52年 4 月建設省告示第718号)第2条第 1項に規定する地質調査 2 当該業務の営業実績を有する者 1 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程 (昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補債業務 2 当該業務の営業実績を有する者 2 当該業務の営業実績を有する者 3 集保規定する測量及び当該測量 に付随する業務 2 建築士法 (昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量 に付随する業務 2 建築士法 (昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連業者としての登録を受けている者 2 連築士法施行規則 (昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設省令第38号)の規定に基づき連設と省等の機能上についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則 (昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連設と当会議を受けている者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士法人・土地家屋調査士組入・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産の鑑定評価に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者		10075	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		→ ■ 地質調杏業者登録規程(昭和52年)	
1項に規定する地質調査		, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
福償コンサルタント業務   補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)		7.01=10.11	
補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務  測量業務 測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務  建築 報 計 業 務 建築物又は建築設備の設計  建築 策 設 計 業 務 建築物又は建築設備の設計  1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築生事務所についての登録を受けている者(以下「登録を受けている者(以下「登録を受けている者(以下「登録建築設備」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 2 地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者の対策を表する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備が設計業務の営業実績を有する者 4 地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律の規定に関する法律の対域を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している者が表述を対している。 4 対域 2 対域		1 頃に焼足りる地負調直	
## 1959年9月建設省告示第1341号) 第2条第1項に規定する補償業務    選業	ᄫᄻ고ᆚᇻᇩᅩᆡᆓᇕ	·	
第2条第1項に規定する補償業務 2 当該業務の営業実績を有する者 2 登録を受けている者 2 定線士法(昭和25年注律第202号)の 3 条に規定する選験の設計 3 建築物又は建築設備の設計 4 建築士法(昭和25年建設省令)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 2 地塚屋調査士法(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士活人・土地家屋調査士は人・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人  不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者	<b>開負コノザルダノト</b> 素務		
2 当該業務の営業実績を有する者 測量法(昭和24年法律第188号)第 3条に規定する測量及び当該測量 に付随する業務 建築物又は建築設備の設計 建築物工は建築設備の設計 建築地は、昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築土事務所についての登録を受けている者 2 建築土法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備土についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備土を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 2 地家屋調査土法(昭和25年建設省会第38号)の規定に基づき建築設備土についての登録を受けている者(以下「登録建築設備土を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 2 地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土法人 ※土地家屋調査土法人 ※土地家屋調査土はできません。・土地家屋調査土はのきません。・土地家屋調査土はのきません。・土地家屋調査土はのきません。・土地家屋調査土法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査土協会という文字を使用する一般社団法人 で動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			
測量         業務         測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務         測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者           建築設計業務         建築物又は建築設備の設計         1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者           土地家屋調査士法(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士での登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人。         2 地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人、企業・企業・できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・本助産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者		第2条第1項に規定する補償業務	
選録を受けている者 に付随する業務  建築教文は建築設備の設計 は実施でする測量及び当該測量 に付随する業務  建築物文は建築設備の設計 は実施でする過差録主事務所についての登録を受けている者 と建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき連築設備土についての登録を受けている者(以下「登録建築設備土」という。)及び登録建築設備土を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 土地家屋調査士法(昭和25年建設省会議会議会ではている者(以下「登録建築設備工」という。)及び登録建築設備土を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人、次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			
に付随する業務   建築物又は建築設備の設計   建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者   2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備」という。)及び登録建築設備士を有する者   3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者   5 本地家屋調査士法(昭和25 年法律第228   号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人   2 土地家屋調査士協人   ・土地家屋調査士協人   ・土地家屋調査士協人   ・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者	測 量 業 務		
建築設計業務 建築物又は建築設備の設計 1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築館の設計業務の営業実績を有する者 3 建築館の設計業務の営業実績を有する者 3 建築館の設計業務の営業実績を有する者 2 地塚屋調査士法(昭和25年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士個人・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士は人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価 基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			登録を受けている者
規定に基づき一級建築士事務所について の登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令 第38号)の規定に基づき建築設備士につ いての登録を受けている者(以下「登録建 築設備工」という。)及び登録建築設備士 を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有 する者 土地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士とし ての登録を受けている者及び土地家屋調査士とし ての登録を受けている者及び土地家屋調査士とし ての登録を受けている者及び土地家屋調査士とし ての登録を受けている者及び土地家屋調査士とし ての登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士とし の登録を受けている者及び土地家屋調査士とし での登録を受けている者及び土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ・土地家屋調査士法人 ・ 土地家屋調査士は入 ・ 土地家屋調査士は入 ・ 土地家屋調査士は入 ・ 土地家屋調査士としての登録を受けている者		に付随する業務	
の登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令 第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建 築設備士」という。)及び登録建築設備士 を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有 する者 土地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価に関する法律  「規定する不動産の鑑定評価に関する法律 を対き不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定に関する法律の規定に 基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者	建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法(昭和25年法律第202号)の
2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査士個人・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ・不動産鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価に関する法律する不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			規定に基づき一級建築士事務所について
第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 4 世地家屋調査士法(昭和25 年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ※ 本物産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			の登録を受けている者
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令
<ul> <li>築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 4 地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 というでは、測量又は申請手続</li> <li>土地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人</li> <li>※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士は人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する法律の規定に基づき不動産鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者</li> </ul>			第38号)の規定に基づき建築設備士につ
を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者 1 地家屋調査業務 不動産の表示に関する登記につき 必要な土地又は家屋に関する調査上法(昭和25 年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査主法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・本動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			いての登録を受けている者(以下「登録建
土地家屋調査業務   不動産の表示に関する登記につき 必要な土地又は家屋に関する調査   土地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人   ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 本動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者   ・ 本動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			■   築設備士」という。)及び登録建築設備士
土地家屋調査業務   不動産の表示に関する登記につき 必要な土地又は家屋に関する調査   土地家屋調査士法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人   ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士協人・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人   ・ 本動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者   ・ 本動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			
する者   土地家屋調査業務   不動産の表示に関する登記につき 必要な土地又は家屋に関する調査土法(昭和25 年法律第228 号)の規定に基づき土地家屋調査土としての登録を受けている者及び土地家屋調査土法人   ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査土法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査土協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査土協会という文字を使用する一般社団法人   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
土地家屋調査業務       不動産の表示に関する登記につき 必要な土地又は家屋に関する調査 としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人       一次の登録を受けている者及び土地家屋調査士法人         ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査工協会という文字を使用する一般社団法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続 を主法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査とはできません。・土地家屋調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		→ - 不動産の表示に関する登記につき	
査、測量又は申請手続 ての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ・ 本動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者			, , , , , , , , , , , , , , , , ,
本士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価  「在士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人			
※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。・土地家屋調査士個人・土地家屋調査士法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人・おかに関する法律の規定に、日本の登録を受けている者・おかに関する法律の規定に、基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者・おかに表しての登録を受けている者・おかに表しての登録を受けている者・おかに表している者・おかに表している者・おかに関する法律の規定に、基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者・おかに関する法律の規定に、基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者・おかに表している者・おかに表している者・おかに表している。		五、	
の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律 不動産の鑑定評価に関する法律の規定に (昭和38年法律第152号)第2条第			
務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協 会という文字を使用する一般社団法人  不動産鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者			
・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協 会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価に関する者			
・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協 会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号)第2条第 1項に規定する不動産の鑑定評価に関する者			
・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律 不動産の鑑定評価に関する法律の規定に (昭和38年法律第152号)第2条第 基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者			
不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律 不動産の鑑定評価に関する法律の規定に (昭和38年法律第152号)第2条第			
不動産鑑定評価業務 不動産の鑑定評価に関する法律 不動産の鑑定評価に関する法律の規定に (昭和38年法律第152号)第2条第 基づき不動産鑑定業者としての登録を受 1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者			
(昭和38年法律第152号)第2条第 基づき不動産鑑定業者としての登録を受 1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者			会という文字を使用する一般社団法人
(昭和38年法律第152号)第2条第 基づき不動産鑑定業者としての登録を受 1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者	T 科 去 傑 宀 ≕ /= ₩ 7	- 一丁科立の歴ウミケー 1	<b>て科立の保内部体に関土された。担立・</b>
1項に規定する不動産の鑑定評価 けている者	个		
計 重 証 明 業 務   計量法(半成4年法律第51号)第   計量法の規定に基づき計量証明の事業を	-1 =		
	計量証明業務		
107条に規定する計量証明 行う者としての登録を受けている者			
調 査 ・ 試 験 業 務 雪氷、海洋、環境及び生態系に関す 当該業務の営業実績を有する者	調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関す	当該業務の営業実績を有する者
る調査並びに路床路盤支持力試験		る調査並びに路床路盤支持力試験	
(CBR試験)		(CBR試験)	
	その他の業務	上記以外の建設工事に係る測量、	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務 上記以外の建設工事に係る測量、 当該業務の営業実績を有する者		調査、設計等及びその他の業務	